

令和3年第5回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	山田克浩	次長	須田益巳
班長兼副主幹	今野真深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁	市民福祉部長	須田美奈
農林水産部長	村上司	建設部長	阿部光弥
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	畠山真姫子
消防長	加藤十二	会計管理者	須田徹
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和3年9月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第54号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）
- 第2 議案第55号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第56号 にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第57号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第58号 市有財産の無償譲渡について
- 第6 議案第59号 にかほ市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第7 議案第60号 令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第61号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第62号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第63号 令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第64号 令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第65号 令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第66号 令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計決算認定について
- 第14 議案第67号 令和2年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第15 議案第68号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第16 議案第69号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第17 議案第70号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第18 議案第71号 令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第72号 令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第73号 令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第74号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第22 陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第23 陳情第5号 貴議会における下記事項の議員提案の要請
- 第24 陳情第6号 沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書
- 第25 議提第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第26 議提第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書
- 第27 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時03分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は須藤代表監査委員の出席をいただいております。

市民福祉部長より発言を求められておりますので、これを許します。市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） おはようございます。

私の方から、本会議における答弁の訂正と、それから報告をさせていただきます。

9月7日の本会議、議案質疑において、伊東温子議員の再質問、生活保護費負担金返還金の中にある不正受給による徴収金の有無について、「令和2年度においては不正受給に関するものはありませんでした」と担当課長よりお答えしております。本会議終了後に改めて確認したところ、令和2年度において不正受給に関するものが1件ございましたので、訂正させていただきます。（該当箇所訂正済。 P118）

なお、本議案は、議案質疑の後に委員会に付託されましたので、9月10日の一般会計予算特別教育民生小委員会においても訂正させていただいておりますことをご報告いたします。

●議長（佐藤元君） これから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	須田益巳
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁	市民福祉部長	須田美奈
農林水産部長	村上司	建設部長	阿部光弥
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	畠山真姫子

消 防 長 加 藤 十 二 会 計 管 理 者 須 田 徹
総 務 課 長 佐 々 木 俊 孝 総 合 政 策 課 長 齋 藤 稔

.....
午前10時06分 開 議

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会の会議を開きます。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務小委員長。

【総務小委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務小委員長（齋藤進君） 改めまして、おはようございます。

それでは、一般会計決算特別小委員会審査報告書に従って報告いたします。

令和3年9月7日付託の下記事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

令和3年9月14日、一般会計決算特別総務小委員会委員長、齋藤進。

議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について。

当委員会所管に関する事項については、全員の賛成で認定としております。

それでは、審査内容の主なものについて、審査順に報告をいたします。

初めに、消防本部に関しては、災害補償費に関して、基礎額に掛ける条例定数が決まっているため、現員数ではなく、あくまでも定数が算定基準となるとの答弁でした。

次に、総務部総務課に関しては、仁賀保高校教育振興助成金について、現在、上限額というものは定めておりませんが、教育振興会側からの要望があれば全てそれを助成していくというスタンスではなく、支援はどうあるべきか、関係課で協議をする場を設けております。また、議会の皆さんからの政策提案にも仁賀保高校に関するものがありましたが、それに対する市の対応状況の回答にも書いたとおり、県立高校ですので、学校の大きな方針は県が検討するものであるもので、地域として市がどうかかわるかという部分とは、すみ分けをしていかなければならないと考えていますとの答弁でした。

次に、税務課に関してです。

督促状については、納期限後20日以内に発送することになっています。納付状況を確認の上、発送しています。差し押さえに至るまでの経緯としては、滞納者について、まずは実態調査を行い、生活の困窮の状況や動産、金融機関への預貯金の調査、保険会社への保険の加入状況、保険料納付の調査、また勤め先への給与の調査等を行って、可能な場合は差し押さえを行っておりますとの答弁でした。

次に、総合政策課についてです。

SDGsの専門家は多数いると思うが、見山氏でなければならない理由については、過去の実績も踏まえて、にかほ市に精通しているところに焦点を置いて、契約の相手方としてふさわしいという観点から特命随意契約としているという答弁でありました。

次に、まちづくり推進課に関してです。

バス路線の県補助金の減額基準については、生活バス路線の場合、例えば平均乗車密度が5人以上の場合は、国と県が全額補填とし、それぞれ2分の1、それが5人未満の場合は、同じく2分の1ですが、一部補填とするような算定になっています。そのため、乗車人数が減ると補助金が減額になります。

また、象潟庁舎旧食堂を改修したウェブ会議室について、基本的には市職員の使用としていますが、職員が同席していれば市民の方も使用できます。今後工夫は必要ですが、今後は市民の方にも広く使用していただきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、会計課関係についてです。

持ち株については、会計課で預かっている形となっており、所管は総務部総務課となっております。取り扱いについては、最終的に市長判断となると思いますとの答弁です。

次に、選挙管理委員会に関してです。

選挙管理委員の業務内容については、定時の選挙管理委員会が3月、6月、9月、12月の4回、これは選挙人名簿の定時登録が議案となります。また、選挙執行の議案の際も出席になります。そして、選挙執行の際は、投開票でも出席します。ほかに各種研修もありますとの答弁です。

次に、防災課に関してです。

災害援護資金については、旧町時代の制度で、災害で住宅が被災した方に貸付をしたもので、現在は制度としてはありません。代わる制度ではありませんが、住居で火災が発生した場合の見舞金を支給していますとの答弁でした。

最後に、議会事務局に関してです。

議員年金給付負担金については、何年度までというのではなく、旧制度の議員年金受給者がいる限り、各議会で負担していくもので、受給者が年々少なくなっていることから負担率は落ちている状況です。しかし、少なくともあと20年くらいは、議員本人死亡後、遺族年金に切り替わることから続くと思われれます。

また、議会中継の配信に対するアクセス数については、ライブ中継と録画中継の2種類があり、平成30年度12月より施行していますが、その当時は1日の多い日で100回を超えるアクセスがありましたが、ここ最近は多い日で20視聴、20人くらいです。例えば、ライブ中継が見れない場合に夕方見ようとしても、なかなか対応できていません。現実的には10日以上、録画中継配信が遅れています。そういうことが視聴の減少の原因として考えられますとの答弁でした。

以上で審査の報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質

疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番佐々木春男）登壇】

●教育民生小委員長（佐々木春男君） 去る9月7日、当小委員会に付託されました事件につき、所管の審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての所管のものについては、全員の賛成で認定と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

健康推進課関係では、がん検診は医療機関方式を取り入れて実施しておりますので、令和2年度の検診に関しては、肺がん検診のみ実施しないという状況になりました。そのため、令和2年度に関しては、医療機関で特定健診を受ける際、胸のレントゲンも受けたいという意思表示をするよう住民に勧めております。これにより、希望される方に関しては、がんの検診を例年同様受診できる状況になったと思います。

インフルエンザの高齢者の接種は、対象者は9,180人ですが、7,299人が接種しており、接種率は79.5%となっており、令和2年度のインフルエンザ接種人口全体に関しては、子どもに関しては2回接種ですので、延べ人数で報告させていただくと1万9,083人が接種しており、接種率は73.4%となっております。

子育て支援課関係では、子ども伴走プロジェクトPR委託料の内容は、にかほ市の子育て支援について、首都圏に幅広くPRしながら交流人口を増やし、最終的には移住につなげていきたいと始めたPRプロジェクトになっており、もともと子ども伴走プロジェクトという政策を立ち上げており、そちらを主にPRしながら首都圏に子育ての施策をアピールする形になっておる。令和2年度は、オンラインイベントの実施、クリエイターを招き、にかほ市のよさを話すトークイベント、首都圏のシングルマザーに対して地方移住への関心についてのアンケート調査及びリリース、にかほ市の施策のプレスリリースを通じて首都圏へにかほ市の知名度アップを図りたいと進めてきました。

ウェブについては、特設サイトを立ち上げています。令和2年度は、取材に時間をかけたこともあり、サイトのPRに時間をかけることはできませんでした。

首都圏のイベントは、当初は首都圏でにかほ市のプロモーション事務局を立ち上げ、そこを拠点に移住関係のPRやにかほ市のPRイベントを実施する予定でしたが、コロナ禍ということもあり、直接出向いてPRすることができなかつたため、オンラインイベントに切り替えて実施したところでした。オンラインイベントについては、4回実施しており、20人ほどの参加を見込んでおりましたが、目標人数に満たない実績となりました。ユーチューブなどでサイトを閲覧できる形にしておりましたので、当日の参加がなくても、その後の閲覧はあったものと思っております。最終的に、2月にオフラインイベントで東京のスタジオとかほつとを中継でつなぐ形で開催するイベントを実施しました。そちらに関しては、当日の閲覧者も目標人数に達したり、その後のユーチューブの閲覧記録も件数を伸ばしているという報告を受けています。

最終的に1年かけて最後の2月のイベントまで知名度を上げていくようなプロセスに関しても、ノ

ノウハウをあげ、集客できる形になっていったものと考えております。

ひとり親家庭等住宅整備資金は、整備の対象は、ひとり親家庭の持ち家の改修が目的であり、限度額は150万円と限られており、構造そのものにかかわる改修は難しいと思いますが、自力で改修することが困難である場合に低利子で貸し付ける内容となっておりますということでした。

生活環境課関係では、4款1項6目14節工事請負費1億5,231万7,000円の内訳は、斎場の整備の修繕工事として481万8,000円、特定空き家解体工事として、一般住宅解体工事として251万9,000円、旧旅館施設解体工事として1億4,498万円となっております。今年度の事業費の総額は1億5,090万4,600円で、財源措置は国庫補助が3,866万8,000円と一般財源1億1,223万6,600円です。事業の概要は、所有者及び相続者が確知できない危険な空き家物件を略式代執行により、アスベストを含む解体したものですとの説明がありました。

4款2項2目環境プラザ運営費12節委託料、ごみピット内の放水銃の電動弁の調査103万4,000円に関連しては、放水銃の電動弁にさびが固着していたことが原因と考えられるとのことで、対策として、月1回の放水を行い、さびなどの固着が起らないようにしており、焼却炉運転管理委託の特記仕様に記載している。今回、不具合のあった放水銃について、消防設備点検の対象になっていないが、他の設備については消防設備点検の対象となるため、点検を行っておる。

リサイクル缶などの物品売払収入で前年に比べ600万円ほど減少している原因は、半年に一度、三者見積もりによる売払価格を決めているが、市場価格が下がっていることにより、売上げが減少しているもので、物量については前年と大きな差はないということであります。

福祉関係では、障がい者機関相談支援センター事業委託料の関連には、施設は象潟健成会の多目的福祉センターになる。象潟の健成会の敷地内にあるということであります。

地域包括支援センター関係では、生活支援コーディネーター委託料については、生活支援体制整備事業は、平成27年に講習会を開催し、その中で生活支援に関心のある方と協力して進めてきた。事業の中心となるコーディネーターは、事業の研修会に参加し、地域福祉に精通している方が望ましく、各地区の社協職員、特養等、施設を運営している事業所のケアマネージャーにお願いしている。第1層の生活支援コーディネーターは、以前、市内介護事業所に所属していた方で、研修受講後に地域福祉に意欲的に取り組んでこられた方をお願いしている。市全体の第1層は1名で、仁賀保、金浦、象潟の3地区に、第2層としてそれぞれ社協職員とケアマネージャーの2名ずつの体制です。

それから、金浦元気百歳館を令和2年度3月から開放しており、高齢者だけでなく、小さいお子さんもいらして世代を超えた交流が生まれています。これから各地区の居場所を取りまとめて周知を図っていく予定です。百歳館の取り組みは、お店などの協力をいただきながら、いい形で進んでいますので、仁賀保、象潟地区でもできないか検討しているところです。

認知症総合支援事業に関連して、認知症については、これまでも様々な広報活動を行ってきました。市民の意識も高まってきていると感じている。これは相談件数の増加という形で表れている。少しおかしいなという段階で相談に至る場合もありますし、ケアマネージャーから相談を受ける場合もあります。

認知症総合支援事業謝礼については、チーム員は認知症サポーター医である円谷医師にお願いし

ております。認知症受診について、かかりつけ医がいても認知症の治療まで進まないといった場合は、チーム員として医師がいることで認知症の治療に結びついていくというメリットがありますということでした。

長寿支援課関係では、シルバー人材センターへの補助金が令和元年度45万円だったのが、令和2年度は550万円交付している。その経緯は、シルバー人材センターでは3名の職員が非常勤で事業を行っていました。会員や新たな働く場所を確保するために常勤で対応していくことが必要であり、人件費として補助金を増額しています。法人として同額を国から補助として受けられることになりましたので、人件費等経費を計算した上で550万円という補助金の申請がありました。シルバー人材センターから派遣を依頼された方への報酬は、派遣は発注した方から報酬を受け取り、そこから事務手数料などを差し引いたものを派遣された方へ報酬を支払っております。シルバー人材センター運営に関する経費は主に人件費で、補助金の中から派遣された方へ支払うことはほぼありません。

次に、午ノ浜温泉の管理に関して、暑いのに冷房がない、脱衣所が狭いなど、そのような評判が多いというのは正直なところですが、利用している方については、風呂に関してはよいという評価をいただいている。来場者数は一昨年に比べ2倍から3倍近くあります。売り上げについても2倍以上になっている。来場してくださる方については、快く利用していただいているかと思う。当初あった危険と思われる個所については、早急に改修いたしました。それ以外については、今後1年間運営した上で再度検討しなければならないと課内で話し合っていますということです。

次に、市民課関係では、事務報告書に記載されており、転入340件、転出518件です。戸籍証明書用途については、窓口で聞き取りなどを行っていますが、統計を取っていないため把握していない。個人番号カードに関する支出については、個人番号に関するシステム改修やカードの公布に関する費用については、国から交付されるということです。

学校教育課関係では、代理調理員とは、給食調理現場で正職員、会計年度職員で給食調理をしていますが、その方々が何らかの事情で休んだ場合に補充する調理員のことです。勤務は不定期です。

それから、スクールバス委託料の算出基準は、公共事業と違い、国や県より示される基準単価はありません。過去の実績や事業者から提出された見積もりを基本に積算しております。保険につきましても、委託料の中に含まれております。委託先の業者は、令和元年まで、仁賀保、金浦地区のスクールバス運行は三共株式会社を親会社とした富士タクシーが行っていました。象潟地区は、象潟合同タクシーが運行管理を行っておりました。令和2年度以降は、三共株式会社がタクシー、スクールバス運行业務を廃業したため、その事業を継承した象潟合同タクシーに全てのスケジュールバス運行を委託している。

A L Tの指導内容は、中学校英語教員のアシスタントです。授業はチーム・ティーチングになります。A L Tが小学校に行った場合にも、学級担任とのチーム・ティーチングになります。英語の発音を指導しています。新しいA L Tの派遣について、当局に働きかけていますが、コロナ禍で来日できないようです。退職したA L Tの穴埋めは、市の教育研究所に英語指導員が1名おりますので、その方の空いてる時間に授業に出てもらい、金浦中学校は英語教諭が2名配置されているので、その学校の中でやりくりしてもらっています。A L Tの効果は何で測るか難しいところですが、今の中

学生はヒアリングがすごくよいし、外国人に臆することもありません。ALTと日常的に触れ合っているからだと思えますということです。

教育総務課関係では、10款1項3目18節負担金補助及び交付金のものは、奨学金の返還助成制度の助成金で、奨学金の貸与は基金で運用しており、決算書には入っていない。返還助成制度は、奨学金制度とは別になっております。平成30年から始まった事業で、大学を卒業して地元に戻ってきた方で奨学金を返還していただいた方への助成金です。奨学金を貸与した方がにかほ市に戻ってきた割合は、約2割から3割くらいになっていますということです。

白瀬南極探検隊記念館関係では、10款4項9目11節委託料で、長期継続契約とそうでないものもあるが、基本は単年度契約ですが、条例により長期の契約ができると定められている業務があります。清掃業務、機械警備保障、電気工作物保安業務の三つで、それぞれ3年契約です。長期に契約することにより契約金額が抑えられるという内容と伺っている。

南極ルート支援補助金ゼロ円、予算額100万円に関連して、阿部さんの冒険の件については、本人も白瀬の名前を冠した南極の冒険コースで、これまでも人が歩いたことのないルートということで、歴史に残る冒険ということになりますので、今後も令和3年度の予算で100万円を補助金で計上しており、本人も意欲十分で、いろいろ手続を進めているようですとのことでした。

仁賀保勤労青少年ホーム関係では、展示室管理委託業務は、現在、コロナ対応として検温や受付名簿作成等の窓口業務や施設案内もこれまでどおり進んでおり、斎藤宇一郎記念会に委託しているということであります。

図書館関係では、各図書館選書基準について、図書室専用の全点案内という冊子が毎月届き、その中から新しいもの、必要なものを司書が中心となり選書して購入します。図書の種類が分類分けされており、その中で必要なもの、不足しているものを選書した上で購入しています。毎年3館で3,000冊増やす目標です。こびあ1,288冊、仁賀保分館877冊、象潟分館964冊、DVD18本となっております。増やすだけでなく置き場所もなくなりますので、除籍やリサイクルブックフェアに出すなどして、長く本を利用してもらいたいという気持ちで行っております。

幼少期から本に親しみやすい環境をつくるために、ブックスタート事業も行っています。中学生以上の一般の方の利用を重要だと考え、そちらに力を入れていきたいということであります。

そして、仁賀保分館だけ貸し出し数が増えているのは、仁賀保分館独自の事業として、カードづくりなど夏休み・冬休みに行う事業があり、そのとき親子連れが多くなるので、分館の特色として表れているのではないかと。

それから、紙蔵書だけでなく、タブレット等を利用し電子書籍を導入する予定はないが、そのような時代に即したものも取り入れることも考えなければならないと思えますということです。

文化財保護課関係では、10款4項10目7節に文化財等管理謝礼（天然記念物象潟ほか）と、12節天然記念物象潟下刈り業務委託料の関連性については、委託料は森林組合と松を守る会への下刈り業務委託分で、島守り（シマモリ）というのは、決まった島の下刈りを行っていて、それに対する謝礼を支払っているということであります。

10款4項10目文化財保護管理費18節負担金補助及び交付金について、民俗文化財保存修繕事業補助

金（金浦神楽衣装新調）は、令和2年度は金浦神楽のみの要望でした。他の団体も対応でき、補助金事業費の2分の1補助で上限が15万円と決まっていますということでした。

それから、フェライト子ども科学館関係では、3Dプリンター教室の開催は年何回と決めてはありませんが、小学校コースと中学生・一般コースの2コースに分かれており、めどとして月1回程度を目標にしていますが、やるものによっては期間を詰めてやったりしているので、回数等決まったものではありません。参加者は全て企業には所属していない一般の方であります。

生涯学習課、仁賀保、金浦、象潟公民館関係では、生涯学習課関係では、10款4項1目社会教育総務費12節委託料ゼロ円について、新型コロナウイルス感染症の影響により、奥の細道象潟全国大会の中止、成人式の延期、子育てサロンクラブ育成事業「まんまある」での託児委託業務を行わなかったこと、文化祭において展示部門をギャラリー展示しての開催になったため、会場の設営撤去委託がなかったことによるものなどの説明がありました。

説明がありましたが、質疑はありませんでした。

象潟公民館関係では、白寿大学の参加者が市のバスから降りる際、誤って前に倒れ、前にいた方にぶつかり肋骨を骨折し、通院を6日した。市の傷害保険の対象になり、そこから支払われたということであります。

仁賀保公民館関係では、公民館講座に関しては、仁賀保、金浦、象潟各公民館で実施内容等は決めている。情報交換も行っている。決めたものを生涯学習のすすめで掲載し、全戸配布をしております。1月頃からかけて担当職員が集まり、共通テーマを決めたり、独自に人気のある講座を継続したり、新規の講座を取り入れたりしているということであります。

以上です。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設小委員長（森鉄也君） おはようございます。

令和3年9月7日、当委員会に付託されました事件について、審査を終了しておりますのでご報告いたします。

議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、農林水産部、農業委員会、建設部、商工観光部に関する事項については、全員の賛成で認定と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

農村整備課関係です。

今年度新設された部署でもあり、令和2年度決算に当たっては、農林水産課の農村整備班が所管した部分についてということであります。

元気な中山間農業応援事業が今年度で終了することについて、平成26年度に基金をもとに制定された県事業ですが、今年度で基金残高がなくなるため終了するものです。県では、今後何らかの形で同様の事業を検討していきたいとのことでもあります。

防災重点ため池ハザードマップ作成業務委託料について、市内74カ所のため池のうち、44カ所が防災重点ため池に選定されています。東日本大震災を受け、平成25年、26年に、ため池一斉点検が行われ、その際、市内の12カ所、そして平成30年の西日本豪雨を受け、再度一斉点検を行い、選定基準を見直し、ため池の下流に人家がある箇所、豪雨・地震による調査優先度が高い箇所、この二つに該当する32カ所が新たに追加され、合計44カ所となったものです。この委託料は、追加された32カ所分となります。活用については、防災課と情報共有しているほか、市ホームページの防災・消防の情報コーナーに掲載し、周知を図っているとのことです。

次に、農林水産課関係です。

緩衝帯整備は、民有林が条件となり、熊などの野生動物の出没が確認されている森林や主要道路沿い、もしくは通学路沿いのやぶ化、過密化している森林を対象に緩衝帯整備を行うもので、このような場所を選定し、県に要望しているのも、特に決まった箇所数や事業量は決まっていないとのことです。

鳥獣被害対策実施隊員は、令和2年度末で21名が登録している。実施隊及び警察とは連携しており、住居付近であれば有害捕獲を実施し対応しているとのことです。

重点区域海岸漂着物等回収処理事業委託料について、にかほ市はほぼ全域が重点区域海岸の設定になっており、この事業では、市が管理している小砂川漁港周辺海岸区域、また平沢、金浦、象潟の漁港周辺の漁港海岸について処理をしているが、それ以外の区域については県が管理している建設海岸となり、振興局建設部の方で対応することになっている。県とは、海水浴場などの海岸漂着物について、市で集めたものを県から処理してもらう形で連携を取りながらやっているとのことです。

芭蕉の森公園整備については、全体計画で令和元年から3カ年計画で整備しており、現段階では全体計画の整備完了後に終了という形になる。整備後、多くの人に利用してもらうために市として何か考えているかとの質問には、今後、利活用について検討したいと考えているとのことです。

農業委員会関係です。

農地利用最適化交付金のうち、成果実績割がゼロ円となったその原因の一つは、農地集積の担い手認定農家の高齢化や減少が進んでいることで、条件のよりよい農地でなければ耕作が難しくなっていますが、農業委員が農地集積化に向けたあっせん、調整を行っても成果に結びつく実績が得られなかったということです。担い手の減少、高齢化の影響で遊休農地は増えていると言えます。令和2年4月末の遊休農地面積は55ヘクタールでした。今年の3月末時点では1年前より6.7ヘクタール増え、61.7ヘクタールになっています。国や県でも農地集積に力を入れているということでもあり、もう一步踏み込んで頑張ることが必要ではないかとの委員からの質問に対しては、今後、農地の有効活用を行うためにいかにして農地利用の集積・集約化を図るかということが課題となるので、農家一人一人の実情に沿って、さらに掘り下げた対応策を取っていきたいとのことでした。

建設課関係です。

ふるさと普請事業の助成要件等について、目的としては協働のまちづくりを進めるため、町内会、集落、ボランティア団体と市民有志で組織する自主的な団体または個人が自主的に行う道路や水路の修繕を行うために支援するもので、助成の対象は、原材料、道路や水路等を整備するときのU字溝、砕石などの支給、あるいは重機等の借り上げについては、燃料費、人件費を含まず、あくまでも自治会等からの要望を受けて普請事業を行ってもらうものです。直接お金を自治会等に支払うものではなく、材料の製造業者、U字溝販売業者、重機等の借り上げであれば建設業者やリース会社から請求書をもって、そちらに直接支払うもので、補助金として出すものではないとのことです。令和2年度の実績としては、自治会3件、個人1件の計4件ということです。

地区要望への優先順位等について、まちづくり推進課で毎年各自治会に要望等の通知を出して、取りまとめた要望等の中から建設課に関するものは現地を確認し、危険度や緊急性を総合的に勘案して実施箇所を選定している。個人からの要望で、例えば道路が陥没しているなど危険性・緊急性があるものに関しては対応しているが、危険性・緊急性があるもの以外は自治会を通して要望してほしいとのことであります。

商工政策課関係です。

定住奨励金の支給要件については、移住前の居住地が県外か県内かによって大きく基準額が分かれており、県外からの移住者については1人当たりの基準額が70万円、一緒に移住された家族1人につき10万円を加算する形をとっており、最大で100万円までの交付となっている。県内の市町村からにかほ市に移住した世帯については、申請者1人の基準額が20万円で、一緒に転入した家族1人につき10万円を加算し、最大50万円ということで、県外から来た方と一定の差別化を図っているとのことです。定住奨励金の要件としては、住宅を取得した方を大きな要件としているが、住宅の種類に関しては、新築の物件を建てた方、空き家バンクや中古住宅を購入した方など、転入した方が新たに所有者として登記したものであれば対象としており、売買や新築などの手法については区別していないとのことです。

次に、課題解決型インターシップモデル事業委託事業ですが、秋田県立大学と委託契約を行い実施しているもので、産学官連携で県立大学生5名が市内の企業2社に入ることによって、企業側は実際に若者が入ってきた場合の経験ができ、学生も市内製造業に就職した場合の体験ができる。それだけでなく、企業側としては、技術を持っている学生が来ることで、IT、IoT関係でこんなことができるかといった相談もでき、学生や教授も実際に企業が抱える課題や疑問点を知り、応えることができる貴重な機会となっているとのことです。県立大学も、これまで秋田や由利本荘で学んでも、県外に出たり、出身地に戻る人が多く、余り地域の産業に目を向けてくれないという実態に気づいているため、キャンパスでブースを出して技術を紹介するコーナーのイベントを開いたりしている。今回のような事業は由利本荘市でもやったことがない初めての事業で、今後も全く同じで続けるか否かは別として、今後も地元企業に学生が入って行って、地元企業の課題などに一緒に取り組みながら地元の企業にも目を向けてくれるような取り組みが狙いでありますので、この事業に限らず、人材を地元に着させるために必要な取り組みになってくると考えているとのことです。

次に、観光課関係です。

県民誘客支援事業委託料811万6,900円の事業内容について、このうち超神ネイガーによる誘客支援業務については、地方創生臨時交付金を利用して7月から契約をし、アイテムなどを揃え、実際には9月からのスタートとなりましたが、街角ネイガーが40回、お迎えネイガーが10回、計50回の参上を行っています。その中には、コロナ禍で遠方への修学旅行が中止になった学校の修学旅行へのサプライズ参上をした取り組みがメディアに大きく取り上げられて、新聞のみならず県内ニュース、NHKの全国版に取り上げられるなど反響はすばらしいものがあったとのこと。彼らの情報発信の効果はすさまじいものがあったととれるとのこと。

コロナ禍において、宿泊業が苦戦しているこの状況を乗り越えていかなければならないと、昨年度は宿泊助成の取り組みを行い、大変好評をいただいた、助かりましたとの声を毎月の例会で直接聞いている。ただ一方では、県内どこでも宿泊助成をしているわけで、世の中が正常になったときに助成がなくなっても訪れる人がいるのか、その反動を真剣に考えてもいる。旅館業組合は新たに自分たちでできることを模索し始めており、市としてはそういったところをサポートできることはして、コロナ禍を乗り切っていきたいと情報交換をしているとのこと。

負担金補助金及び交付金の不用額約1,000万円の内容は、大きなところでは県民誘客支援事業宿泊費助成で、3,000人分の1人5,000円のトータルで1,500万円を予算化したところですが、年明け早々のコロナのまん延で県内の客足も伸び悩み、最終的には7割弱程度の利用率で500万円ほど未執行となっている。また、航空会社JALとの格安値引きプランは、市内への宿泊客1人5,000円を割引助成するものでしたが、全額の100万円が未執行。ほかに、きらきら羽越観光圏の負担金80万円についても未執行ということでもあります。

スポーツ振興課、B&G海洋センター関係です。

屋内運動場の温度管理の質問に対して、メインアリーナ、そしてサブアリーナに熱中症対策用の温度計を設置し、危険な気温に達するとアラームが鳴るように施しながら使用していただいている。メインアリーナでは28度、29度が何日かあり、夕方でも30度を超えた日があったことも確認している。メインアリーナ上部に設置している送風機で強制的に空気の循環を行っており、上段の窓も開閉できるため、空気の入替は状況に応じて可能である。例えば市が主催するイベント等に限って、レンタルのスポット冷房機や暖房機も検討中とのこと。

以上で一般会計決算特別産業建設小委員会の報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計決算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計決算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計決算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第60号に対する討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計決算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前11時01分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	須田益巳
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁	市民福祉部長	須田美奈
農林水産部長	村上司	建設部長	阿部光弥
商工観光部長	斎藤和幸	教育次長	畠山真姫子
消防長	加藤十二	会計管理者	須田徹

.....
午前11時10分開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） これから一般会計予算特別委員会を行います。

ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

各小委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務小委員長。

【総務小委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務小委員長（齋藤進君） 一般会計予算特別小委員会審査報告書。

令和3年9月7日、当委員会付託の下記事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、当委員会所管に関する事項については、委員長採決の結果、可決と決しております。

それでは、審査内容の主なものについて報告いたします。

初めに、消防本部関係についてです。

非常備消防費の財源振替については、これまで一般財源としていた部分を、消防団員公務災害補償等共済基金からの助成金があり、助成金とする財源振替としたものです。

次に、総務部総務課関係についてです。

総務課関係については、2款1項1目18節の職員自己啓発研修助成金、職員大学等研修助成20万円について、2日間にわたって議論をいたしました。職員が日頃の業務の中で自分の足りない部分に対してもっと知識を得たいとし、大学で働きながら学び、単位を取得してそのスキルをその後の行政に活かされることについては、職場の魅力向上等の観点からも素晴らしいことだと思います。しかし、新規事業であり、広く職員に周知を図り、細部に至り内容を精査した上で当初予算として計上・提案すべき事業ではないのか。（案）として提案し、決裁した後に広く職員に周知を図り、公平性を保ち、また、要綱（案）についても、審査委員会の設置や助成人数など具体化していくとの答弁や、今回の補正予算での計上で適用を令和3年4月1日に遡り実施等、理解できないとの意見が出されました。

結果、議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）の採決では、反対討論も述べられましたが、可否同数により、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長採決により、本案については可決すべきと、可決に至っています。

次に、税務課については、特にございませんでした。

次に、総合政策課については、電源立地地域対策交付金の充当については、住民の福祉の向上

などに使用することが規定されており、小出診療所への繰出金へと充当していますとの答弁でした。

次に、まちづくり推進課についてです。

若者100人会議について、説明の中で若者100人会議設置の要綱がありますとの説明に、その資料の提出がなく、提出を求められ、6月議会でも指摘されたように、事前の資料の提出不足が指摘されました。また、若者100人会議設置要綱について、仁賀保高校を卒業した者の表記についての誤解を招くのではないかという意見がなされました。

次に、会計課に関しては、特にございませんでした。

最後に、防災課に関しては、自主防災組織へ移行した場合の積載車両について、本来、消防団でなくなった場合、消防ポンプと車両のどちらも消防本部で回収することになっているが、今回は、ポンプについては消防本部で貸与してくれるとのことから、本来であれば防災課でポンプを支給していたのですが、台車のみを支給することとなっています。また、回収した車両に関しては、その程度に応じて他の消防団で使用している車両との交換などにより活用しているとの答弁でありました。

以上で当委員会に付託の議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての審査の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生小委員長（佐々木春男君） 去る9月7日、当小委員会に付託されました事件につき、所管の審査が終了しておりますので報告いたします。

当小委員会に付託されました議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、議案第74号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）については、ともに全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について。

健康推進課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連委託料3,026万3,000円のうち主なものは、集団接種に関する接種予約コールセンター運営管理業務委託料475万7,000円、集団接種会場誘導警備委託料2,376万円です。新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,730万6,000円は、職域接種や医療機関での接種における委託料になるなどの説明がありました。

新型コロナワクチン接種関連委託料に関して、設置期間は令和3年11月末を区切りとしている。予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種の臨時定期予防接種期間としては、令和4年2月28日までとなっている。今回の補正予算は10月末としておりますが、令和4年2月28日までになりますと新た

に予算を計上すると考えられる。

医療機関に関しては、全国どこでも接種可能です。にかほ市に関しては、3医療機関です。

新型コロナウイルス接種の情報に関して、11歳以下に関して示されていない。今後、ワクチンの安全性を踏まえながら年齢が下がることは考えられますが、現在使用しているファイザー社製については、12歳以上となっている。

ワクチンの供給の見通しについては、一時期供給の見通しが立たない時期がありましたが、現在は希望のワクチン数が供給される見込みで報告を受けているということでもあります。

子育て支援課関係では、保育対策総合支援事業補助金410万円は、新型コロナウイルス感染症対策分として、各保育園、認定こども園に対するマスク、消毒液等及び感染防止用の備品購入に対して助成するものであり、国から2分の1補助がある。昨年までの事業と異なり、保育士個人が所有するものも対象になる。先生一人一人に配布というよりは、必要に応じて利用していく形になると思いますということです。

生活環境課関係では、4款2項2目14節工事請負費429万円の増額は、落雷や突発的な機器の故障により発生した修繕工事の不足分を増額補正するものです。工事内容は、自動火災報知設備の改修及びばい煙濃度を計測するHCL計アンプの修理ですとの説明があり、今回の落雷による被害は地面からのものでしたので、変圧器等での被害防止とならなかったという説明であります。

長寿支援課関係では、3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金70万円の増額は、敬老式中止の代替として、通常実施しておりますほかほか入浴日を9月19日から9月26日の8日間拡大して予定しており、今後のほかほか入浴日の事業費が不足する恐れがあることから増額補正するものですとの説明がありました。

議員からの、議会にかかる前に広報に掲載され、議会が終わってからすぐ事業の該当日になっている。少し期間をずらして事業を行うことは検討されなかったのかなどには、10月、11月になると寒くなってくることや、敬老式を実施していた時期が望ましいのではないかと、敬老の日を含めた1週間をシルバーウィークと一般的に言いますので、その期間とした。脱衣所など密についての心配には、各施設で密に対する対策を実施していると考えているので、この事業を依頼する際、過密にならないよう各施設にお願いしております。1日1施設1回分について無料ですので、毎日行っても1日何ヵ所入っても対象になりますということです。

敬老式のあり方については、参加者のアンケートを取るなど、3年以上前から既に検討を重ねている。昨年度、新型コロナ感染拡大防止のため中止となり、敬老式のあり方自体から検討しているところですが、今回のこの事業も一つのあり方を考えた結果と解釈していただければと思う。来年度以降は敬老式の開催自体を検討していくため、このことについては、長寿支援課の中での大きな課題の一つとしてとらえており、しっかり検討していきたい。長寿支援課の事業の中には、長寿祝い金という事業もあり、食品券、商品券の配布の考えには至らなかった。今後の案の一つとして検討させていただきたい。他事業への予算の組み替えでの実施は、実施期間まで短かったこともあり、考えておりませんでしたということです。

市民課関係では質疑ありませんでした。

福祉課関係では、3款1項1目10節社会福祉総務費、10節需用費7万4,000円は、新規事業の生理用品無料配布事業の消耗品費で、目的には新型コロナウイルス感染症の影響とうたっておりますが、コロナが落ち着いたら終わるというものではない。期間の定めはありませんので、生理用品の調達が困難な方へ無料で配布していくということになる。現在当局で把握している対象者はありません。貧困以外のところで、父子家庭で娘が父に言い出しにくいというケースや、虐待やネグレクトによって子どもが生理用品を使わずにいるケースもあり得るため、人数としては把握しておりませんが、少数でも対象になる方はいると考えておる。小中学生に関しては、学校の保健室で養護教諭に対応していただくことになっておる。事業を始める以前から保健室では実際に対応していますが、その利用が分からない子どももいると思われまますので、各学校で子どもへの周知をしてもらいたいと考えています。無料配布カードは、配布窓口として福祉課とスマイル、金浦保健センター、象潟保健センターを考えており、周知ポスターを掲示しつつ、カードを窓口に設置します。必要な方はそのカードを取って窓口に提示していただければ、そのまま生理用品を受け取れるという流れになる。市民への周知は、10月中旬に広報へ掲載する予定です。学校については、配布ではなく、先生から子どもたちへ保健室で生理用品を受け取れることを周知してもらい、子どもたちが自分で保健室に行くような形になります。カードがあれば翌月も翌々月も何回も利用でき、住所も名前も申し出る必要がないという仕組みです。無料配布するだけでなく、生理用品を目立たないように紙袋に入れて渡しますが、その袋の中にいろいろな相談先の窓口を掲載したチラシを入れ、相談先を周知していく予定ですということです。

学校教育課関係では、10款3目教育助成費の12節委託料279万4,000円の増額は、院内小学校では、旧小出小学校区でスクールバスの路線から外れている水沢地内の児童2名と、釜ヶ台地区でコミュニティバス路線から大きく離れている世帯の児童生徒3名の登下校のためスクールタクシーを運行してきましたが、当初予算の要求時は釜ヶ台地区の1世帯の一番上の子どもが中学に進学する際、スクールバスでの送迎については想定しておりませんでした。ところが、当初予算確定後に保護者から中学校にもスクールバスを運行してもらいたいという要望があり、登校時は毎日、下校時は部活動がないときに送迎することにした。スクールタクシーの運行経路と運行時間が増えることとなるための補正ですとの説明があり、水沢の2名分については、当初から把握しており、予算措置をしておるという説明です。

教育総務課関係では、10款3項1目12節空調更新工事委託料68万6,000円は、金浦中学校の空調更新工事の実施計画委託料で、金浦中学校の職員室系統、校長室、職員室、放送室、保健室、会議室、GHP室外機が今年6月に故障したため、今年度の実施設計を行い、来年度に更新工事を行う計画です。当該空調設備は平成18年3月に設置し、15年経過しており、老朽化等により故障したものと思われます。職員室系統には保健室もあり、生徒の健康管理面からも冷房が必要であるため、現在は応急措置で修繕を行い稼働している状況です。実施計画に基づき来年の4月に工事の発注を行い、8月夏頃までには更新工事を完成する計画ですとの説明がありました。質疑はありませんでした。

仁賀保勤労青少年ホーム関係では質疑ありませんでした。

文化財保護課関係では、10款4項10目文化財保護管理費12節委託料の登記事務委託料78万3,000円

の増額は、天然記念物として島と農地が混在している土地が3筆あり、現状では基盤整備に支障が出る恐れがあるため、早い段階で天然記念物の面積と農地の面積を明確にする必要があり、この土地の所有者とこの土地の取り扱いについて協議した結果、市に寄贈してもよいという話がありました。そうであれば早期にその準備として土地の状況を公的に明確にしておく必要があり、分筆登記を行うものとの説明がありました。

生涯学習課、仁賀保、金浦、象潟公民館関係では、10款4項4目象潟公民館費14節工事請負費、キュービクル改修工事1,500万円の主な内容は、新しいキュービクル設置及び老朽化したキュービクル解体費、建て屋の建設費等の説明があり、10款4項13目象潟公会堂管理費では、10節修繕費、修繕料は外壁の修繕、12節委託料、象潟公会堂改修工事实施設設計委託料は、外壁の一部補修と外壁の全面塗装、10款4項2目仁賀保公民館費10節需用費、修繕料7万4,000円の増額は、以前に講堂において照明器具の一部に漏電があり、漏電箇所での修理と照明器具の取り外しを行ったが、会議時、部屋が暗いという声もあり、不点灯になっている箇所にLED照明へ交換するための補正との説明があり、議員からの質問に、象潟公民館は昭和45年に建設され、仁賀保公民館は昭和49年に建設されているとのことでした。

次に、議案第74号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての審査の内容を若干報告します。

教育総務課関係です。

10款2項小学校費1目学校管理費12節委託料、抗菌抗ウイルスガラスコーティング施工業務委託料、10款3項中学校費1目12節委託料、抗菌抗ウイルスガラスコーティング施工業務委託料では、児童生徒の安全確保に何かをしなければならぬかと検討した結果、効果的な対策としてコーティングの業務になりました。学校の先生の感染防止対策のための消毒も、学校規模が大きいので大変な負担になっていました。そうしたことも鑑み、施工日も1日間ででき、迅速に安全確保ができるということで、この事業も補正をお願いした。実験データとして、菌やウイルスの付着も30分後には40%が死滅します。1時間後には75%、5時間後には95%と非常に効果的である。ですが、このコーティングをしたから全て感染防止対策が不用になるのではなく、当然、机、椅子も使っているので、不特定多数が触れる部分にはこのコーティングをして、それ以外については文部科学省から出ている学校における安全管理マニュアルに基づいて基本的な感染症対策をしていただきながら、全体で感染症対策を考えていきたい。このコーティング剤は、皮膚刺激性試験、急性経口毒性試験などの安全性試験をクリアしている材質であり、人体への影響はないことが証明されており、児童生徒の口、皮膚に触れても健康被害がないと考えている。認証機関S I A Aは抗菌製品技術協議会という団体で、抗菌試験機関が集まってできた団体で、国際基準のI S O 2219に準じて行われる試験結果に基づいて製品の認定を行うというものでありますということです。

以上です。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設小委員長（森鉄也君） 令和3年9月7日、当委員会に付託されました事件について、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）（専決第12号）中、商工観光部に関する事項については、全員の賛成で承認と決しております。

また、議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、農林水産部、農業委員会、建設部、商工観光部に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

初めに、議案第54号について。

商工政策課関係です。

飲食応援消費還元事業についてでございますが、昨年のおうちdeレストランはとても好評で、今回も第2弾でやって、飲食店側、市民側の両方から好評でもあり、もしこの状況がしばらく続くとなれば第3弾としてあるのか、今後の取り組みについて質問がありました。

当局からは、現時点でこの事業や類似した事業を実施する考えは持っていないとのことであります。

続いて、議案第68号について。

農林水産課関係です。

にかほ市フェアを行うこととなったのは、今回の企画提案をした埼玉県の印刷会社の担当者の奥様が旧象潟町の出身がきっかけで仲介役となり、千葉県で24店舗を展開する「スーパーせんだう」においてフェア開催のお話があったとのことで、経費については今回計上した経費以外にはかかるものはないとのことです。委託の内容は、新聞折り込みチラシのほかに、LINE配信、ウェブ広告等の広告関係が主なもので、ほかに宣伝用ポスターや市を紹介するプロモーション制作関係とのことであります。

建設課関係です。

除雪費について、今年から新たに除雪車にGPSを装着して稼働状況が確認できるシステムを業者に委託します。毎年手作業で実績の報告を受けて委託料の請求処理を行っていますが、そちらともシステムが連動して動いた時間と稼働時間の請求の書類の時間が一致することになります。このGPSシステムによってそういった事務手続も同時に行えるということで、事務作業の簡素化にもつながるため、今年からこのシステムを導入したいということで、7,500万円の委託料の中に含まれているとのことです。

象潟大竹線について、令和2年度で詳細設計はできております。それに基づいて今年から用地買収を行っており、来年度から工事に着手するという形で進んでいる。3カ年の工事を予定しております。今年一部工事に着手しますが、来年度から3カ年、実質的には令和4年度から6年度の工事となり、令

和6年度末の供用開始予定となっております。

商工政策課関係です。

今年度4月からの午ノ浜温泉がリニューアルされた影響により、市内の一般公衆浴場に区分される施設「神の湯」の客足が30%減少し、一般公衆浴場は県知事が認定する物価統制令によって料金が定められており、周辺の温泉保養施設の価格が安いこと、令和元年度に定められた統制額の460円まで上げられず、もともとの350円から400円までが限界ということで、近隣の午ノ浜温泉は300円であり、市民生活において必要とされる保健衛生施設を公共の保養施設が圧迫している状況でもあり、事業存続のために支える必要があることなどの理由から、今年度の午ノ浜温泉リニューアルによる激変緩和措置として今年度限りで70万円を補助するものですが、委員からは、入浴料の差額が100円もあり、客足が30%以上減少していることから、これしかもらえない。これで大丈夫なのかとの質問が出され、これに対し当局は、完全なる収入補填をするとなると、こちらもモラルハザードの問題がある。むしろ既存の公共施設の入浴料が安すぎるといことが一つの大きな課題ではないかということで、担当は違うが、今後は見直しが課題だという話にはなっているとのことです。

観光課関係です。

アウトドアアクティビティの拠点施設建設に関しては、質疑も多く、また、当委員会審査においても質問が多くありましたので、審査の経過内容について少し時間をいただきご報告させていただきます。

問答形式での報告とさせていただきます。

初めに、齋藤進議員から提出された当委員会への質疑に対する当局の回答であります。

1点目の整備候補地は津波浸水区域内の道の駅象潟ねむの丘エリア内としているが、他の候補地の検討は行ったのかについては、にかほ市の魅力として、海あり、山あり、湖沼ありと、この狭小なフィールドに自然が凝縮されており、特定の観光スポットだけでなく、市全体の自然や文化、景観がモンベルの考えるアウトドアアクティビティに合致したフィールドととらえている。そのため、アウトドアアクティビティに関する情報やサービスを旅行者に効率よくワンストップで提供できる施設が必要となるが、モンベルはこれまでも他県の特に地方部で道の駅との連携により数多くの拠点整備を進め、既存観光サービスと新たなアウトドアアクティビティの拠点を連携させることで相乗効果による高い効果を発揮してきた実績があります。本市の道の駅象潟ねむの丘は、既に知名度が高く、物販、飲食、温泉施設という機能を有し、これにアウトドアアクティビティの拠点施設を併設・連携させることで、モンベル側にとってはアウトドア用品販売に大きな集客効果が期待でき、また、にかほ市にとっては、多くの旅行者がにかほ市を旅の目的地とし、本市に新たなにぎわいを創出することが期待できることから、双方にとって最大級のメリットを発揮できる適地であるとの判断に至っており、これらのことから、これまでの経緯の中で津波浸水区域内であることのかんにかかわらず、他の候補地の検討は行っていないとのこと。

2点目の災害を想定して他の候補地とすることは考えられないかについては、にかほ市の魅力がモンベルの考えるアウトドアアクティビティの方向性と合致したことが本市を強く注目してくれたきっかけであり、以降、市ではモンベルと連携した拠点の誘致を進めてきたが、極めて利便性の高

い重点道の駅象潟ねむの丘の存在が計画を形づくる決定な要素であったことは否定できない。モンベル側の意向を最大限配慮した、いわばオーダーメイド型の企業誘致ととらえているとともに、市にとっても最大限のメリットが発揮できる適地ととらえており、そのため他の候補地を検討する考えはない。モンベルは、シーカヤックやカヌーなどのマリンスポーツも貴重な体験素材としており、にかほ市は日本海に隣接している特徴があり、仮にはあるが、ほかに候補地を模索するとなれば、いずれ海岸部への立地であったかと想定される。また、災害には津波災害のみならず、山間部での噴火、土石流、河川氾濫など様々であり、このたびの拠点施設は防災拠点施設の整備ではないことをご理解願いたい。

以上が委員会質疑に対する当局の回答の報告であります。

次に、委員会での審査における質問と当局の答弁についてご報告いたします。

整備地の選定に関して、双方で行ったのか、モンベルから提案なのかについては、にかほ市、モンベル双方の意見で一致したという考え方であり、モンベルから一方的に提案されたものではなく双方で行ったもので、お互いによい場所であるであるということが重要であるとのこと。

にかほ市とモンベルの包括協定連携事項(4)防災意識と災害対応力の向上に関することとあるが、この内容というのは災害が起こったときの協定ということの考え方でよいのかについては、防災の拠点となるべき施設を一緒につくり上げましょうということではなく、ここで言われているのは、モンベルがアウトドアで活動する仕組みが、有事の際、いわゆる災害等があったときに応用できるものですということです。サバイバル体験というような日常の生活ではないところで生き抜いていく実というものを、モンベル側では知識として豊富にたくわえているので、そういったものを地域の人にレクチャーしていこうというもので、ここで防災という言葉が出てきたから、今計画している建物がイコール防災の拠点の施設であるということではないということは承知いただきたい。

基本合意書では、この費用負担と責任として、令和4年度から用地造成及び拠点施設建設を行うものとし、令和5年度の完成を図るとされ、市で建てるということですが、美郷町の例では、1億円を補助して残りはモンベルで建設するという合意になっているようです。当市とモンベルとの話し合いの中で負担割合の話はどのように進んだのかについては、モンベルは地方と連携して事業を行う場合は、私どもと同じように進めているケースが多く、全国にあるモンベル店舗の中で道の駅に隣接しているものは6件あり、自治体と連携しながらつくり上げている。また、今後も同じように自治体と連携しながら整備を進めているのが、本市を含めて七、八件ほどあるとも聞いている。先行して整備を進めている自治体と連絡を取りながら、事業を確認していく。美郷町は店舗機能ということで、本市が計画しているビジターセンターなど体験機能はない。モンベルと一緒に当市の自然を活用してアウトドアアクティビティを構築していきたいという考え方であり、美郷町とは根本的に違うと思っている。にかほ市のような人口がそう多くない地方の地域においては、主に道の駅の中にテナントとして入る、あるいは隣接した公共施設を建てる等々で自治体とモンベルと一緒に発展していこうというのが主流で、大都市以外の全くの地方でモンベルストアを単独で建てるというのはむしろ美郷町の方が特別な形で、その事情については存じてはいない。

3月の会派代表質問や6月補正のあたりで、今、相手方がこうなっているというような話もあれば

もう少し局面は変わったのかと思うが、なぜ急な発表にしなければならなかったのかについては、3月の会派質疑ないしは6月の議会の頃の実情としては、モンベルとにかほ市とで互いに動き、様々協議をし合っている段階だった。大きなところでは必要な用地がまだ定まっていないという状況で、国土交通省の敷地も民地も含めてですが、その主な理由として、仮に立地するとすれば、この向き、この配置といったものが定まっていなく、そのような状況のため地権者との交渉も進んでいなかった。用地のめどが立っていない段階で企業誘致と同じでこのような情報が漏れて一人歩きすることは、相手企業には非常に大きなマイナスの影響を及ぼすことになり、十分配慮し、不確定なことを軽々にお話できるものではないと考えている。

また、建物を建てて入居してもらう必要な経費は全て市で持つわけで、民間の場合だと減価償却を考えて最低5年くらいはいてもらうという契約を交わし、それには年ごとに違約金もつく。5年なのか10年なのかは分からないが、市役所では違約金はもらえるのか。そのあたりの対応をしっかりとの方がいいのではないかとこの質問に対しては、短い期間で出ていってしまうのではという懸念かと思うが、このご意見を踏まえながら、他県の例も併せながら、市民の皆様の懸念にならないようにしてまいりたい。

4月の市政報告で、拠点施設を道の駅象潟ねむの丘エリアに整備する方向で基本設計業務を今年4月に発注し、と市長は言っています。少なからず議員の中には降って湧いたような感じでとらえている議員が結構いる。事前に話ができなかったのか。6月にはある程度はできたのではないかについては、4月は当初予算で基本設計の業務委託を予算計上しており、その段階で拠点施設を仮に建てるとすればどれくらいの規模のものか、概要の設計書のようなものが基本設計業務であり、それは進めていた。基本設計している建物がどこの場所におさまるのか定まっていない状態で、地権者らとの話し合いも全く整っていない状況で、立地できるかできないか全く不確定の状態であった。国土交通省との駐車場のトラックをとめるエリアなどについても、市長が仙台まで足を運んで、いいでしょうという話をもらうまでかなりぎりぎりまでかかった実情があった。もし国土交通省からここは出口の邪魔になるからやめてくださいと言われたら、全て飛んでしまうわけで、そういったことを踏まえて発表することは難しい状況であった。議会に対してお話しできることはあったかもしれないということは反省しなければならない点があったかもしれない。ただ、基本合意そのものは説明会よりも早くお互いに合意書を交わしても何ら問題はない意思確認のようなものであり、急に感じられたかと思うが、説明会にはマスコミも入っており、マスコミにはプレスリリースとって事前にこの日説明会を行います、次の日に合意を交わします、発表は何月何日の何時から可能です、それまでは発表しないでくださいと各社に一斉に平等に流しています。説明会のときに資料だけでも早く渡されないかと尋ねられましたが、これがもしマスコミの独自取材で一部のマスコミにのみ漏れたりすると、企業側としてはイメージが大事だということもあり、市と息を合わせて一斉に発表することも配慮しなければなりません。基本合意のタイミングも議会の説明会、プレスリリースと合わせていただいた。ご理解いただきたい。こういったことを差し置いてもお話しできる何かがあったのかと反省しております。

相手側のモンベルに配慮したということで、基本合意というのは先にやっても問題ないというこ

とでしたけども、合意した内容であり、効力があるのではないかとの質問については、効力はあるが、議会を通したのではないので、そういった意味では議会での予算可決、今後建物の設置条例制定など、節々の中で議会の理解を図らなければならず、幾ら基本合意や立地協定書を交わしても実現しないということにもなります。

また、財源はどのように考えているか。また、店舗の規模は1,200平米ということで、他をリサーチしてこの規模になったのかについては、財源については、今検討しているのが活用できるような国の事業があるようで、これはモンベルさんとかかわっている他の市町村の事例を参考とさせていただいて目星をつけているところですが、確約されるものではないので、これから事前審査に向けたところで書類をまとめていきたい。検討中ということで回答させていただく。店舗の規模に関しては、店舗だけではなく、ビジターセンター機能を有していたり、体験機能があったりというようなことから逆算していくと、1,600平米ぐらいは必要だと計画した。

これからつくるものも含めて、この計画がこの報告書のとおりいくとして将来的に何億円ぐらいの予算を必要とするか、想定計算はしているのかという質問については、まだそこまでの計画を立てていない。まずはやれるものは何か、このアウトドアランドデザインを参考にさせていただき、今後順次詰めていきたい。このくらいかかるということについては、今のところは未定としかお答えできません。ご理解いただきたい。財政計画もあり、優先順位も図っていかねばならない。他方、既存施設の有効活用も必要と思うので、そういったことの最大公約数を図りながら、モンベルのエキスパートの皆様から提案いただいたランドデザインであり、なるべく市民の皆様から喜ばれるように今後進めていきたいとのことでございました。

観光課関係は以上です。

次に、スポーツ振興課、B&G海洋センター関係です。

屋内運動場エスパーク★にかほのネーミングのデザインについて、星部分や文字の形、色のデザインを業者をお願いするつもりで、プロポーザル方式によりデザインや看板の素材などを含めて総予算額を提示して、それぞれの業者から提案をしていただいて審査をして、採用された提案業者から工事をしていただくということを考えている。

海洋センターの委託料54万8,000円の増額については、当初予算には大規模改修に係る工事金額を約6,000万円としての実施設計額145万7,500円を計上したが、その後、缶体の塗装工事を追加したため、概算工事金額が税抜き6,895万円となり、実施設計額も200万5,300円となり、その差額分を今回計上したものです。

以上で一般会計予算特別産業建設小委員会の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

昼食のため、暫時休憩とします。午後1時を再開いたします。

午後0時01分 休 憩

午後0時57分 再 開

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 再開します。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第54号に対する討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）の小委員長の報告は承認です。議案第54号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第54号は小委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

初めに、原案に対して反対者の発言を許します。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に対して賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第68号に対する討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第68号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立多数です。したがって、議案第68号は各小委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時00分 休 憩

午後1時02分 再 開

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号につきまして、配付のとおり付帯意見（案）が提出されておりますので、これを議題とします。

議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯意見（案）についての提出者の説明を求めます。1番齋藤光春委員の説明を求めます。1番。

【1番（齋藤光春君）登壇】

●1番（齋藤光春君） それでは、議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）への賛成ではありますが、今後検討の余地があるということで付帯意見をつけさせていただきたいと思っておりますので、ご審議いただきたいと思います。

それでは申し上げます。

議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）への付帯意見（案）。

本市は地理的特徴から自然資源、自然環境に恵まれた地域であり、アウトドアアクティビティを通じた事業は、地域活性化及び経済振興の可能性を感じ推進することに異議はありません。

このような事業は、進出企業に対する用地の準備や補助金支給など大きな費用を伴うことと長期的な観点から、リスクとリターンに関し、関係企業によるリサーチだけでなく、複数企業によるリサーチも検討したと推察いたします。

事業実施は、タイミングやスピードが大切であることは理解しますが、本市の財政に大きな影響を及ぼすものであり、広く市民の理解と賛同を得るためにも、事業に関する基本合意書を締結する前に、議会に対し、将来にわたる費用対効果等のシミュレーションや事業計画に関して事前説明を行うべきであったと考えるところであります。

8月24日に議会へ概要説明を行い、翌日の8月25日付での企業との合意書締結という運びは、いかななものかと事業遂行の手順に対し懸念を持っているところです。

さきのプレステージインターナショナル誘致の際は、用地を提供して貸借契約を結び、企業納税等の優遇処置をとり、施設は当該企業が費用を負担するという対応をしています。

今回の事業は、用地の準備、施設建設まで全てが本市の経費負担による事業であり、市が進めている他の施設建設を伴う事業も含めると費用は膨大なものになります。今後の施設の維持管理費も考慮すると、本市の財政基盤では支えきれないものになるのではないかと懸念があります。

このように考え、以下の意見を付します。

1. 本市負担による施設建設は、今後維持管理費用が継続的に発生することから建設費用の一部補助とし、施設建設は当該企業で行うものに基本合意事項の変更をする。

2. 予定している用地は、海に近いことから建物に塩害が及ぶことは明白であり、建物の維持管理費が嵩むことが考えられる。また、津波・高波の災害を考慮すると、用地の再検討をする必要がある。代替地としては、ねむの丘への客の導線を考慮しても、ねむの丘の向かいのガスト側の空き地も候補の一つとして検討の余地があると考え。カヌーの艇庫が必要であれば、艇庫だけをねむの丘の敷地内に設置することも可能と考える。

3. 公共的な目的を有する施設として投資するのであれば、費用対効果及び実現目標を明確にすること。(商圈調査による需要を見越した施設規模やサービス規模であれば、目的に対する効果の数値化はできる)

4. 本市は厳しい財政状況におかれており、6億円とも言われる事業費や施設建設後の付帯工事費・維持管理費など、必要経費の財源確保に対するシミュレーションの説明を議会に行うこと。

以上であります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） これから議案第68号への付帯意見（案）についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで議案第68号への付帯意見（案）についての質疑を終わります。

これから議案第68号への付帯意見（案）についての討論、採決を行います。

議案第68号付帯意見（案）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第68号への付帯意見（案）についての討論を終わります。

これから議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯意見（案）についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立少数です。したがって、議案第68号への付帯意見（案）については否決されました。

次に、議案第74号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第74号に対する討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第74号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての小委員長の報告は可決です。議案第74号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第74号は小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午後1時13分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午後1時25分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第54号から日程第21、議案第74号までの議案21件、日程第22、陳情第4号から日程第24、陳情第6号までの陳情3件、計24件を一括議題とします。

これから各常任委員長並びに一般会計決算特別委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務常任委員長。

【総務常任委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務常任委員長（齋藤進君） 委員会審査報告書。

令和3年9月7日、当委員会付託の事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第55号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、議案第56号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第59号にかほ市過疎地域持続的発展計画の策定について、それぞれの議案について、全員の賛成で可決と決しております。続きまして、陳情第4号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、賛成少数により不採択となっております。続いて、陳情第5号貴議会における下記事項の議員提案の要請に関しては、全員の賛成で採択しております。続いて、陳情第6号沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書については、全員の賛成でみなし採決としています。

では、審査内容の主なものについて報告いたします。

初めに、議案第55号についてです。

マイナンバーカードにより企業間で特定個人情報の提供を可能にする場合に、情報の漏えい施策については、国のしっかりとしたセキュリティーに基づいた通信ネットワークの中でやりとりするとの答弁でした。

次に、議案第56号について。

製造業が企業立地促進条例で5年間の課税免除を受けられるのであれば、過疎地域自立促進は3年の免除であるとし、その項目から外してはどうなのか。

過疎地域自立促進の課税免除に該当するものについては、国から市へ交付税が入るため、課税免除分について国から補填されます。企業立地促進条例の課税免除に対しては、何の補填もなく、そのため、製造業で課税免除に該当するものについては免除される企業の課税免除期間を5年と変わらないように、過疎地域自立促進の課税免除を3年間、残り2年を企業立地促進条例に該当させる形をとって市が交付金をもらえるように適用されており、製造業を含んで改正するというものですと

の答弁でした。

次に、議案第59号についてです。

旧上郷小学校利活用事業は過疎対策事業債を使用しているのに対して、旧上浜小学校利活用事業は該当にならなかったわけは。

過疎対策事業債のソフト事業の配分枠に対して充当事業が超過してしまい、充当できなかったとの答弁でありました。

続いて、陳情第4号に関しては、2019年6月定例会で同様の陳情を国家防衛に関する問題は地方議会にはなじまないとして不採択としていることなどから、今回も不採択としています。

また、陳情第5号、6号に関しては、沖縄県基地に関する内容ではありますが、その中に沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書に関しては、人道的見地からも意見書提出については賛同し、採択することとしました。

以上で審査の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐々木春男君） 去る9月7日、当委員会に付託されました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

本委員会に付託された議案第61号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第62号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第63号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、議案第70号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）については、それぞれ全員の賛成で認定及び可決となっております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第61号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定では、歳入の5款1項1目2節特別交付金の保険者努力支援分については、交付金の算定については県で行っています。市の取り組みについては、後発医薬品使用促進のための保険証等に貼るシールを作成するなどしている。特定健診の受診率なども交付金の額に影響を及ぼしていることから、健診の勧奨通知などの送付や生活習慣病の重症化予防も大きな取り組みに含まれるということであります。

議案第62号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定では、歳入で1款2項その他の診療報酬1目諸検査等収入の主なものは、特定健診で前年より76件増え、200万3,300円。これは集団健診が中止となり、個別健診が増えたこと。毎月第3土曜日、小出診療所において

完全予約制で行ったことなどによるもの。また、認定こども園仁賀保の職場健診を行ったことで、諸検査収入は昨年度と比較して総額で127万1,514円の増収ということです。

1款2項2目予防接種収入のうちインフルエンザワクチンは、市の助成拡大に伴い、当診療所分で74件増え、450件、157万7,000円、にかほ市での集団接種を日曜日に当診療所で行った666件、132万3,000円ということです。

雑入の主なものは、地域医療実習に係る秋田大学医学部からの謝金30万6,000円と、研修医分謝金14万9,000円です。秋田大学医学部5年生を10月から1人5週間ずつ計4人受け入れ、6月に2年目の研修医を、11月に1年目の研修医を受け入れたとの説明がありました。

小出診療所の倉庫改築工事設計委託料については、工期が7月13日から12月15日で、既に工事は始まっているということです。

議案第63号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、滞納繰越分の収納率は44.64%で、前年度の収納率22.94%と比べると約21%もの差があります。金額にすると25万円の増額ですが、例年滞納繰越分の調定額は100万円ほどであり、分母が小さいため、徴収率が跳ね上がったような結果となっている。

議案第69号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)については、質疑ありませんでした。

議案第70号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第2号)では、秋田県地域医療実習支援事業補助金は国庫補助金ですが、医療体制については県が主体となって整備分配しているということでもあります。

以上です。

●議長(佐藤元君) これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長(7番森鉄也君)登壇】

●産業建設常任委員長(森鉄也君) 令和3年9月7日、当委員会に付託されました下記事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

当委員会に付託されました議案第57号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第58号市有財産の無償譲渡については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。議案第64号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計決算認定について、議案第67号令和2年度にかほ市水道事業会計決算認定については、いずれも全員の賛成で認定と決しております。次に、議案第71号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第72号令和3年度にかほ市農業集落排水事業

特別会計補正予算（第1号）について、議案第73号令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干ご報告いたします。

議案第57号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第58号市有財産の無償譲渡については、関連があり一括審査をしております。

審査の内容をご報告いたします。

ほかの無償譲渡の例によると、修繕を行ってから譲渡しているようだが、黒川農業構造改善センターについても修繕を行ってから譲渡を行うのかとの質問に対しては、黒川自治会との管理運営委託契約で修繕については自治会の負担で行うこととしており、現状も修繕を必要とする箇所はない。また、無償譲渡翌年から3年間は修繕等の対象経費の3分の2以内、500万円を上限として市から補助金が交付されるので、例えばエアコン設置などはこの補助金を活用していただくこととしているとのことです。

農村整備課所管の施設について、将来的に全て民間譲渡するなど、所管課の意向はあるかとの質問に対しては、所管している施設のうち今後譲渡を検討している施設は、前川地区にあるにかほ市金浦野菜指定産地研修センターで、令和5年4月1日から譲渡可能となるため、令和5年度もしくは令和6年度での譲渡を検討している。市行財政改革大綱でも令和6年度までに譲渡を目指すとしている。そのほかの施設については、現段階では検討していないとのことです。

議案第64号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

水洗便所等改造資金助成金の算定については、工事費60万円に対して2万円の助成を基本としており、率にすると約3.3%となっている。助成金については、供用開始から3年以内に公共下水道に接続した際に対象となるもので、くみ取りからの改造工事の上限は2万円、ただし宅内配管のみの工事は1万円が上限とのことです。下水道整備区域の中には未整備の区域が残っているところもあるが、費用対効果の面からも過度な先行投資は避けたいため、地域からの整備要望が上がってきた場合は整備を検討する。公共下水道の面整備としては一旦終了となるとのことです。

議案第65号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

処理場、ポンプ場保守点検委託料1,167万6,000円について、処理場は桂坂を除いた17カ所、マンホールポンプについては81カ所の保守点検委託料になる。委託先は地区を分割して3社と契約しているとのことです。

議案第66号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計決算認定について。

補償金について、制度上、補償金を支払うことで繰上償還している。補償金の額については、将来にわたって支払う予定であった利子分となっている。また、ガス料金の未収金については、にかほガスへ流動資産にて売却しており、金額は令和元年度分の未収金については100%、平成30年度分については30%、平成29年度以前分についてはゼロ%となっているとのことです。

議案第67号令和2年度にかほ市水道事業会計決算認定について。

令和2年度アセットマネジメント及び基本計画の策定結果について、今後人口減少が進み、料金収入も減少する一方で、各施設の更新需要がどんどん高まっており、それに対応するため財源をどう

したらよいかの判断のために現有施設の調査及び財源確保の検討を実施している。これは40年間の中・長期期間で試算している。試算の結果については、計画を進めるに当たっては、施設の適正化によるダウンサイジングや平準化、統廃合による事業費の抑制を図る必要があることが示されている。この検討結果を踏まえ、今後10年間の基本計画では、施設のダウンサイジングと改良事業費の平準化を行い、料金値上げが現実的と示されているとのことです。

経営を安定させる観点から、今後の見通しをどのように考えているかとの質問に対して、料金改定をする場合、赤字が幾ら以上とか何年以上続いたとかという明確な基準はありませんが、決算状況において複数年の収益的収支がマイナスに陥り、回復基調が見えないと留保資金も減少し、建設改良費のマイナスの補填財源にも支障が出てくるので、現金が減少する兆候が見られるなどがあれば検討する必要があると考えているとのことです。

議案第71号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第72号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第73号令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）については、特に報告すべき事項はございません。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） それでは、一般会計決算特別委員会に令和3年9月7日に付託になりました議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、全員の賛成により認定と決しております。

次に、一般会計予算特別委員会に付託になりました、3年9月7日に付託になりました議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）、議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第74号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての審査の報告が終わりましたので報告をいたします。

議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）につきましては、全員の賛成により承認と決しております。

次に、議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）につきましては、賛成多数により可決と決しております。

次に、議案第74号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）につきましては、全員の賛成により可決と決しております。以上です。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後1時51分 休 憩

午後1時51分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

ただいま予算決算特別委員長から報告を受けましたけども、委員長の方から一括で報告をしておりますので、質疑はそれぞれ決算と予算に分けて受けますので、よろしくお願いたします。

それでは、一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第54号の討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第55号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第56号の討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第57号の討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第58号の討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号にかほ市過疎地域持続的発展計画の策定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第59号の討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第60号の討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 賛成全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第61号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第61号の討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第62号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第62号の討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第63号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第63号の討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり認

定することに決定しました。

次に、議案第64号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第65号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第66号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第66号の討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第67号令和2年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第67号の討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり認

定することに決定しました。

次に、議案第68号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

暫時休憩します。

午後2時06分 休 憩

午後2時06分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

異議がありますので、これから議案第68号の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番小川正文議員。

【3番（小川正文君）登壇】

●3番（小川正文君） この議案についての予算については、賛成の立場であります。今回は特に総務小委員会で意見が分かれた職員自己啓発研修助成金について、賛成の立場で討論をいたします。

一つ目として、今議会で可決することによって市職員全体に周知することができる。また、周知期間内に来年度から修学したい職員がいるとすれば、そういう意思を持っている職員がいるとすれば、新年度からも対応できる。

二つ目として、他の市町村でもこのような制度を行っている。それに比べて当市の補助金の割合が多いと。市職員のなり手がいないという報告がありました。この制度を設けることによって、市職員の募集にも大きくアピールするのではないかと。

三つ目、この制度は補助対象が50歳までとなっております。それに近い職員がいた場合には、そしてこの制度を活用したいと思っている職員がいた場合には、一日も早く周知する必要があるのではないかと考えております。

一方で、先ほど総務小委員長長の報告の中にもありましたけれども、総務予算委員会では、昼食を挟む、あるいは日にちを変えて、都合3回委員会を開いております。その3回開催されるたびに説明資料が出されていると、そういう状況であります。説明資料を小出しするのではなく、委員会の始めに、貴重な資料は始めに出していただきたい。

また、要綱の中にも令和3年の4月1日から適用されるとされております。要するに本年4月に遡って施行されるわけでありまして。反対者の討論の中にもありましたが、やはりしっかりと対策を立て、年度当初に出す議案であると思われまので、今後の対応をしっかりとしてもらいたい。

また、この制度の中身についてでありますけれども、私は、大学を卒業した人は大学卒になるのではないかと思います。しかし、当局ではあくまでも採用時の給料体制でいくという回答でありました。私としては、ある程度その点については今後の対応が必要なのではないかと思います。それ

が市全体、市職員のスキルアップにつながるのではないかと、そう思います。

以上の点を申し上げて賛成討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第70号の討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第71号の討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第72号の討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号貴議会における下記事項の議員提案の要請の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第6号沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書について申し上げます。既に同じ内容の陳情が採決されておりますので、陳情第6号は採択されたものとみなします。

次に、日程第25、議提第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番伊藤竹文議員。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） 議提第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年9月17日。

提出者、にかほ市議会議員伊藤竹文。

賛成者、にかほ市議会議員佐藤治一、同じく佐藤文昭、同じく佐々木敏春、同じく宮崎信一、同じく齋藤光春、同じく佐々木春男でございます。

既に皆様のお手元に配付のとおり、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方財源の充実を求める意見書を添付しておりますので、ご一読お願いしたいと思います。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議提第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号についての質疑を終わります。

これから議提第6号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第6号の討論を終わります。

次に、議提第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議提第7号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を議題とします。

6番齋藤進議員の説明を求めます。6番。

【6番（齋藤進君）登壇】

- 6番（齋藤進君） 議提第7号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年9月17日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員齋藤進。

賛成者、同じくにかほ市議会議員佐藤文昭、小川正文、伊東温子、渋谷正敏。以上です。

なお、別紙は裏面に添付してありますので、ご一読願いたいと思います。以上です。

- 議長（佐藤元君） これから議提第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第7号についての質疑を終わります。

これから議提第7号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第7号の討論を終わります。

次に、議提第7号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第5回にかほ市議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後2時27分 閉 会
